

9月29日（金）

令和 5 年 9 月 29 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
4 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
5 番	工 藤 隆 久	(同)
6 番	内 田 理 佐	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	川 添 博	(同)
8 番	荒 神 稔	(同)
9 番	福 田 新 一	(同)
10 番	本 田 利 弘	(同)
11 番	山 内 い っ と く	(同)
12 番	山 口 俊 樹	(同)
13 番	濱 砂 守	(同)
14 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	(同)
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	(同)
21 番	後 藤 哲 朗	(同)
22 番	山 下 寿	(同)
23 番	野 崎 幸 士	(同)
24 番	佐 藤 雅 洋	(同)
25 番	安 田 厚 生	(同)
26 番	日 高 利 夫	(同)
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	(同)
34 番	山 下 博 三	(同)
35 番	日 高 陽 一	(同)
36 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37 番	中 野 一 則	(同)
38 番	外 山 衛	(同)
39 番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 議席の一部変更

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第1号から第9号まで及び第11号の各号議案、並びに請願第2号から第4号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和5年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、県民の暮らしや産業を守る緊急対策、日本一挑戦プロジェクトに係るもの及び国庫補助決定に伴うものなどに要する経費について措置するもので、146億4,400万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、繰越金145億1,700万円余、繰

入金6,400万円余であります。

次に、議案第11号に係る補正は、令和5年度台風第6号災害対策に必要な経費について措置するもので、14億3,400万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、県債11億3,100万円余、国庫支出金2億400万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,999億200万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、308億6,900万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で141億100万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、2,449億1,800万円余となります。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った令和4年度の主な施策についてであります。

このことについて委員より、「実施施策の一つに「戦略的な移住・定住の促進」とあるが、県内には独自の移住支援金制度等で、積極的に移住者を呼び込む財政力のある自治体とそうでない自治体がある。財政力により県内自治体間に不均衡が生じると考えるが、県としてこの状況をどのように捉えているのか」との質疑があり、当局より、「県独自の移住支援金については、地方間で移住者の取り合いとならないよう、対象者を大都市圏からの移住に限定している。県内の各自治体が積極的な移住政策を打ち出すことにより、県内での移動ではなく、県全体として移住者の増加につながることを望ましいと考えている」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「県として大都市圏からの移住に力を入れる方針であれば、県

内自治体とその方針を共有し、取組方法を検討する場が必要である」との意見がありました。

当委員会といたしましては、都市圏からの移住が促進され、県の移住支援施策の目的が達せられるよう、県内自治体と連携した戦略的な取組を検討していただくよう要望します。

次に、令和4年度内部統制評価報告書についてであります。

このことについて委員より、「内部統制制度の導入により、事務上のミスが抑制されてはいるものの、いまだ発生している中で、再発防止に向けた意識啓発が重要であると考え、どのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「年度初めに起こり得るリスクを洗い出し、6月に中間点検を、2月に年間点検を行うため、職員には少なくとも年3回、当制度に触れる機会がある。また、その点検結果を全庁的にフィードバックすることで、職員の意識啓発につなげている」との答弁がありました。

次に、「私学助成の拡充・強化を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました、新規請願第2号に基づくものであります。

国全体で少子化が深刻化する中、教育界においてはICTの活用による個人に最適化した学習が日常化し、デジタル技術改革への対応をはじめとする教育環境の整備が引き続き急務となっております。

このようなことから、国に対して、私学助成に係る国庫補助制度の一層の拡充を図るとともに、就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校の教育環境整備のさらなる充実を要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提

出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号及び新規請願2件の計3件でございます。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第3号については全会一致により、請願第4号については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,670億2,100万円余となります。

このうち、「いのちをつなぐ」「地域で支える」自殺対策推進事業等についてであります。

これは、市町村が実施する自殺対策事業に対して、国が補助金等を交付するものであり、県

で一旦受け入れて、その全額を市町村に交付するものであります。

このことについて委員より、「自殺対策において肝腎なことは電話相談であるが、どのように相談対応の充実を図っていくのか」との質疑があり、当局より、「早朝の相談対応についての課題があるが、まずは人材育成を進めることなどにより、電話相談の体制を充実していきたい」との答弁がありました。

次に、公立大学法人宮崎県立看護大学の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「学生の県内就職率の目標が50%以上とあるが、県内での看護師不足を考慮したときに、この目標値のままでよいのか」との質疑があり、当局より、「県内就職率を高めるには、県内出身者の意識醸成が重要だと考えており、県内医療機関の紹介や訪問などを通じて、まずは目標値の達成に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県立看護大学の設置目的には、県内医療の充実や高度化があることを念頭に、将来は県内就職率100%を目指していきたい」との要望がありました。

次に、県が出資している法人等の経営状況の報告の在り方についてであります。

このことについて委員より、「担当課によって評価のつけ方が異なっているのではないか」との質疑があり、当局より、「より一層、統一的な見方ができる工夫ができないか、部としても関係部局と協議しながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、「宮崎県病院事業計画2021」の改定についてであります。

これは、令和3年度に策定された「宮崎県病院事業計画2021」について、国が示した新たな

ガイドラインを受けて、今年度中に改定を行うものであります。

このことについて委員より、「病院の機能を分化することにより、限られた医療資源を有効活用することであるが、中心地に機能が集中することとなり、中山間地域に住む県民は通院することが困難になるのではないか」との質疑があり、当局より、「具体的な地域の医療圏のありようについては、医療計画や地域医療構想で記載することになるが、策定に当たっては地域としっかり議論し、医療需要の変化など、地域の実情も考慮しながら進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第3号に基づくものであります。

歯科健診は、乳幼児や児童生徒に対しては義務づけられていますが、成人期以降の受診率は極めて低いものとなっております。

健康寿命を延ばすためには、歯を含めた口内の健康維持が極めて重要であり、国民皆歯科健診の実現に向けて、必要な法改正や財源措置等を講じるよう、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,300万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は668億2,400万円余となります。

次に、県営国民宿舎等の次期指定管理候補者の募集結果についてであります。

このうち、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設について、当局より、「令和6年度以降の新たな指定管理者の募集に対し応募がなかったため、募集条件を変更の上、再度公募することを予定している」との説明がありました。

これに対して委員より、「応募者の目線に立った、思い切った条件変更が必要ではないか」との意見があり、当局より、「再公募の条件は、様々な選択肢についてしっかりと検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「えびの高原へのアクセスについても、現在改良中の県道えびの高原小田線について早期の整備を図ってほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであり

ます。

議案第1号は、公共土木災害復旧事業の工事期間が年度をまたがるため、その経費として5億4,000万円の債務負担行為を設定するものなどであり、議案第11号は、8月の台風第6号の災害復旧に伴う追加補正で、一般会計で13億6,800万円の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は850億5,000万円余となります。

次に、宮崎県道路公社の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「一ツ葉有料道路について、有料を継続することとしたのは、橋梁の耐震対策等の費用に充てるためであったが、計画どおりに進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「おおむね順調に進んでいる」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「ETCを設置することで、利便性が向上するのではないか」との意見がありました。

次に、河川管理者として県が管理する樋門の操作委託についてであります。

このことについて委員より、「先日、新富町が樋門操作の委託を断るとの報道があったが、どういう状況なのか」との質疑があり、当局より、「新富町から、水害が発生した場合の責任の所在の不明確さや操作員の高齢化などを理由に、今後、樋門操作の受託を続けられないとの要望書の提出があったものである。県としては、今後も委託を継続したいと考えており、樋門操作により発生した水害の責任は、原則として河川管理者である県が負うことなどをしっかり説明して協議してまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「雨風が強くて操

作員が樋門に行けなかったことにより水害が起きた場合も、河川管理者が責任を負うのか」との質疑があり、当局より、「そのような場合も河川管理者が責任を負う。委託先の市町村にもその旨を丁寧に説明してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で440万円の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は223億3,800万円余となります。

このうち、新規事業「森林由来J-クレジット認証促進事業」についてであります。

これは、森林由来J-クレジットについて、制度の周知を図るとともに、申請費用を支援することにより、クレジットの認証及び取引の拡大による新たな収入源を確保し、植栽未済地発

生の抑制に取り組むとともに、再造林を核とした循環型林業を推進するものであります。

このことについて委員より、「森林由来J-クレジットの申請時に約100万円の申請手数料がかかることは、林業事業者にとって大きなハードルであると感じている。事業者にとってメリットがあるのか」との質疑があり、当局より、「県内の再造林活動の事例であれば、二酸化炭素の吸収量が多いため、クレジットの売却により収入が得られ、再造林のための費用を賄うことが可能となる」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億7,300万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は434億7,800万円余となります。

このうち、新規事業「宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業」についてであります。

これは、子牛価格が急激に下落しているため、繁殖農家に対して補助金を交付することにより、経営継続を支援するとともに、生産性が低下した高齢母牛の更新を促すことで、繁殖農家の経営改善を図るものであります。

このことについて委員より、「子牛の価格差補填の発動基準は60万円となっているが、この基準は低いと感じている。物価高騰の影響によるコスト上昇分を価格に反映することについての議論はないのか」との質疑があり、当局より、「食料・農業・農村基本法の改正に当たり、国において生産者から消費者までの関係者が議論する場が設置され、適正な価格形成の在り方について検討が進められているところであり、その動きについても注視していきたい」との答弁がありました。

次に、豚熱ワクチンの接種開始についてであります。

このことについて委員より、「ワクチンを既に接種した地域においても豚熱が発生した事例があるが、ワクチン接種後に農家への指導をどのように行っていく予定なのか」との質疑があり、当局より、「ワクチンを接種した場合でも、免疫を得ることができる個体は8から9割であるため、ウイルスを農場に入れない対策が重要であり、家畜防疫員による農家への巡回指導をしっかりと進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、景気回復に伴い旅行者が増加し、他の地域からウイルスが持ち込まれることが懸念されるため、ウイルスを持ち込ませない対策をしっかりと講じていただくことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和5年台風第6号による被害状況についてであります。

このうち、被害の大きかった猿瀬発電所について、委員より、「ゴム堰の破損に対して、今後どのような対策を行うのか」との質疑があり、当局より、「流木等による破損を防ぐため、ゴム堰内の空気を抜き、倒伏させるなどの対策を講じていたが、今回の被害について、明確な原因の特定は困難である。流量や流速などを勘案して、今後の対策を検討する」との答弁がありました。

このことについて委員より、「線状降水帯をはじめ集中豪雨が今後ますます増加する可能性があることを十分考慮して、対策を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億9,500万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,102億7,200万円余となります。

このうち、「県有スポーツ施設環境整備事業」についてであります。

これは、プロスポーツキャンプの受入れ等のため、県有スポーツ施設の修繕や改修を行い、スポーツランドみやざきの推進に不可欠な中核施設としての機能を維持するものであります。

このことに関連して委員より、「修繕や改修にかかる費用の見通しを立て、ランニングコストとして加味した上で、使用料を設定すべきではないか」、また別の委員より、「県民が誰でも利用しやすい使用料を設定することが公共の福祉につながるのではないか」との意見があり、当局より、「利用者に対する応分の負担の検討が必要である一方、子供たちの健全育成や

スポーツの推進を図るためには減免などの措置も必要であり、バランスを取りながら進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県有スポーツ施設の使用料について、例えば、県民とそれ以外の方の使用料を区分して設定するなど、施設の設置目的に沿った見直しを行っていただくことを要望します。

また、委員より、「県外からのキャンプの受入れや、スポーツランドみやぎきの推進を図るため、県有スポーツ施設を整備することは重要であるが、観光や地域活性化を図ることに重きが置かれているのであれば、観光部局が対応すべきではないか。予算措置や施設管理はどこが行っているのか」との質疑があり、当局より、「サンマリスタジアムについては、財産の所管は県土整備部、キャンプの受入れ等は商工観光労働部、施設管理は教育委員会と、3つの部局が役割を分担して予算措置を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、施設の効果的な整備と利用を図るとともに、子供たちの教育予算の明瞭化につながることを期待し、県有スポーツ施設における、現状に即した部局間の役割分担の整理を検討していただくよう要望します。

次に、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

このことに関連して委員より、「心のよりどころのない若者や非行グループなどが暴力団に入らない、入らせないための取組をされているのか」との質疑があり、当局より、「非行グループなどの情報も、暴力団を担当する課に集約するようなシステムを構築し、情報の把握に努めている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、暴力団のいない安心・安全な宮崎県を目指して、官民一体となって暴力団排除に係る取組を推進し、厳正に対処していただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

先ほど厚生常任委員会委員長より「不採択」と報告されました、請願第4号「健康保険証の廃止をしないよう求める意見書」を政府に送付することを求める請願書について、「採択」を求め、討論を行います。

マイナンバー法改正案は、国会論議を通じ、与野党議員を含めて様々な問題を浮き彫りにしました。

保険証廃止とマイナ保険証への一本化によって「無保険」が大量に発生するという事実や、マイナ保険証の他人ひもづけ事案の深刻さ、介

護支援を必要とする高齢者や障がいを持つ方々が、マイナンバーカードの取得や利用から事実上排除されていることなど、今やマイナカードのトラブルは底なしの様相です。

しかし、政府は、第211回通常国会で同法案を可決・成立させ、2024年、来年秋に保険証を廃止しようとしています。

これまでの国会審議を通じて明らかにされた問題は、何ら解決されておらず、マイナンバーカードとマイナンバー制度に対する国民の信頼は大きく失墜し、世論調査でも7割を超える国民が「保険証の廃止撤回、延期」を求め、多くの新聞が社説で「マイナンバーカードの運用停止を」と主張しています。

「現行の健康保険証を廃止しないでほしい」と求めている本請願は、こうした国民の不安を反映したものです。

任意のはずのマイナンバーカードの取得が事実上強制になること、他人の医療情報が誤ってひもづけされれば、命に関わる問題に及ぶ危険性があること、また、マイナ保険証を使うことで、ひもづけられている医療や健康などデリケートなプライバシーが企業のもうけに利用される心配なども指摘しています。

政府は、マイナ保険証の便利さ、メリットを強調しますが、例えば本人の医療・投薬情報などが反映されるまでに、受診から1か月から2か月かかるケースもあり、リアルタイムでどんな薬を処方しているかが分かる「お薬手帳」のほうが、はるかに有効だと言われています。

また、マイナ保険証は5年ごとの更新が必要で、忘れて更新できない場合は、「無保険」扱いになり、保険医療が受けられなくなるといふ、まさに国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。

政府は、こうした制度の不備を承知しながら、なぜ来年秋の保険証廃止を急ぐのか、保険証廃止に道理も根拠もありません。

「現行の健康保険証を残してほしい」との思いは、請願者はもとより県民の切実な要求であり、県民の誰一人として医療が受けられない事態を招かないためにも、県議会は現行保険証の存続を求める県民の声をしっかり受け止めることが必要ではないでしょうか。

本請願を「不採択」とせず「採択」することを求め、議員各位の賢明な御判断を切に求めて討論いたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第9号まで及び第11号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第9号まで及び第11号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第4号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第4号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

令和5年9月29日

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿
提出者 議会運営委員長 野崎 幸士
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第2号

地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

令和5年9月29日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 総務政策常任委員長 山下 寿
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

私学助成の拡充・強化を求める意見書

令和5年9月29日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 厚生常任委員長 重松幸次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

[賛成者起立]

令和5年9月29日

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿
提出者 議会運営委員長 野崎 幸士
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第2号

地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

令和5年9月29日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 総務政策常任委員長 山下 寿
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

私学助成の拡充・強化を求める意見書

令和5年9月29日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 厚生常任委員長 重松幸次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

◎ 請願第2号及び第3号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第2号及び第3号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

◎ 議員発議案第1号から第4号まで

追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○濱砂 守議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 決算議案に対する質疑

○濱砂 守議長 次に、議案第12号から第16号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第12号「令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。自席から行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、財政運営についてです。歳入について伺います。

個人県民税についてですが、収入額は増えているものの、収入未済額も増えています。個人県民税の収入未済額及び前年度との比較についてお聞かせください。

○総務部長（吉村達也君） 個人県民税の収入未済額は6億9,366万円余、前年度と比べ2,182万円余の増となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、財産収入における財産売却収入6億9,200万円余について、また財産運用収入5億2,700万円余について、その主な内容をお聞かせください。

○総務部長（吉村達也君） 財産売却収入の主なものは、県が所有する不動産の売却収入であり、宮崎市花ヶ島の元県営住宅の土地が2

億950万円、延岡市塩浜の元職員宿舎の土地及び建物が1億2,113万円などであります。

○前屋敷恵美議員 次に、一般会計と特別会計を合わせた県債発行額、そのうち臨時財政対策債の額について、前年度比についても併せてお聞かせください。また、県債残高についても伺います。

○総務部長（吉村達也君） お尋ねの県債発行額は664億2,959万円余で、前年度と比べ241億8,502万円余の減、うち臨時財政対策債の発行額は48億4,399万円余で、237億4,702万円余の減となっております。

また、令和4年度末の県債残高は8,521億4,910万円であります。

○前屋敷恵美議員 次に、歳出について伺います。

翌年度への繰越額が総額900億3,000万円余に及んでいます。衛生費、農林水産業費、土木費について、その額と理由についてお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 衛生費の翌年度繰越額は15億4,411万円となっております。

その主なものは、地域医療介護総合確保計画推進事業や介護サービス継続支援事業などで、事業主体において事業が繰越しとなることや、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農林水産業費の繰越額は、全体で247億3,070万円余となっております。

その主なものは、公共土地改良事業や緊急治山事業などで、関係機関との調整等に日時を要したことや、国の補正予算の関係等により工期が不足することなどによるものであります。

○県土整備部長（原口耕治君） 土木費の翌年

度繰越額は、道路事業や河川事業などで437億7,819万円余となっております。

その主な理由は、国の補正予算の関係により工期が不足したことや、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、不用額ですが、総額291億9,800万円余に及んでいます。

民生費、衛生費、農林水産業費について、その額と理由についてお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 民生費の不用額は31億5,081万円余で、その主なものは、看護・介護職員等処遇改善事業や生活保護扶助費などに係るものであります。

また、衛生費の不用額は137億194万円余で、その主なものは、自宅療養者に対する健康観察体制確保事業や感染患者入院費公費負担などに係るものであります。

不用となった理由であります。それぞれの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○農政水産部長（久保昌広君） 農林水産業費の不用額は、全体で33億420万円余となっております。

その主なものは、家畜防疫体制整備事業において、昨年の11月定例会で、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に要する経費を増額補正し、最大限の備えをしておりましたが、鳥インフルエンザの発生件数が少なく、執行額が抑えられたことなどにより、不用となったものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、公有財産における地上権の減についてですが、森林整備センター分収林の地上権の無償譲渡とはどのようなものか伺いたいと思います。

○環境森林部長（殿所大明君） 水源林の造成

・整備を行う国立研究開発法人森林研究・整備機構の森林整備センターでは、県との分収林契約について、事務手続の簡素化を図るため、平成26年度から、地上権については、県からセンターに無償譲渡、造林者としての権利・義務については、県から森林組合に承継させる手続を進めております。

その際には、センターや県、森林組合等で覚書を交わしており、主伐等により収入が生じる場合には、県に当初契約に基づく分収金相当額が支払われることや、対象となる森林については、森林組合が適切に管理することを明記しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

ではその前に、財政運営についての財産収入における財産運用収入5億2,700万円余についてのお答えがなかったので、お願いしたいと思います。

○総務部長（吉村達也君） 申し訳ありません。

財産運用収入の主なものは、財産貸付収入と利子及び配当金であります。

このうち、財産貸付収入は、土地、建物の貸付料が1億2,081万円余、職員宿舍の貸付料が2億462万円余、公募型自動販売機の貸付料が9,197万円余、また、利子及び配当金は、基金の運用利子等で1億57万円余であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続けます。

次に、各種施策・事業について伺います。

まず、令和4年4月1日時点における知事部局の職員数及び会計年度任用職員数を、前年度比の増減についても併せてお聞かせください。

また、知事部局全体で会計年度任用職員の占める割合も伺いたいと思います。

○総務部長（吉村達也君） 令和4年4月1日時点の知事部局等の職員数は3,785人、前年度同期比で6人の減、同時点の知事部局の会計年度任用職員数は1,305人、前年度同期比で7人の減となっております。

また、お尋ねの会計年度任用職員の割合は26.6%であります。

○前屋敷恵美議員 では次に、厚生・福祉関連で伺いたいと思います。

まず、医師、看護師及び臨床研修医受入れ機関数と研修開始者数についてお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 国の調査では、令和2年12月時点の県内医師数は2,879人、看護師数は1万4,631人となっています。

また、令和4年度の臨床研修開始者数は、8つの研修病院で51人となっています。

○前屋敷恵美議員 次に、県立病院における医師及び看護師職員数を前年度比増減と併せてお聞かせください。

○病院局長（吉村久人君） 県立病院における医師数は、令和4年4月時点で216人で、前年度と比較して3人増加しております。

また、看護師は令和4年4月時点で1,125人で、前年度と比較して25人増加しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、市町村国保におけるお尋ねです。

加入世帯数、それから国保税の滞納世帯数、短期被保険者数及び資格証明書の交付状況について伺います。

また、国保税は市町村によって金額が異なりますが、1人当たりの国保税の引上げや引下げの状況についても、併せてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川北正文君） 市町村国保の

加入世帯数につきましては、令和4年6月1日現在で16万849世帯であります。

このうち、滞納世帯数は1万5,124世帯となっており、短期被保険者証を6,204世帯に、資格証明書791世帯に交付しております。

また、1人当たりの国保税の状況につきましては、直近の確定値である令和3年度の調定額では、9市町村で前年度から増加し、17市町村で減少しております。

○前屋敷恵美議員 次に、特別養護老人ホームの入所待機者数についてお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 県内の特別養護老人ホームの入所申込者、いわゆる待機者の数につきましては、令和4年4月1日時点が2,103人、令和3年4月1日時点が2,507人と、4年度は3年度から404人減少しております。

○前屋敷恵美議員 続いてですが、介護職員数についても、直近の現状をお聞かせください。

○福祉保健部長（川北正文君） 県内の介護職員数につきましては、令和2年度には2万2,060人と、それまでは増加傾向にありましたが、令和3年度は2万1,730人となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続いて、雇用、商工関連について伺いたいと思います。

令和4年度に企業立地促進補助金を交付した企業数と、同企業の雇用者数について伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 令和4年度に企業立地促進補助金を交付した企業数は32企業、また、その対象となった雇用者数は870人となっております。

○前屋敷恵美議員 併せて、令和4年度、県内の企業倒産件数、また同企業に勤めていた従業

員数についてもお聞かせください。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 民間の調査会社によりますと、令和4年度の負債額1,000万円以上の県内の企業倒産件数は28件で、前年度と比べ8件の増となっております。

また、その従業員数は213人で、前年度と比べ151人の増となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、信用保証協会における保証承諾、県が信用保証協会に行った損失補償の件数、また金額について伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 令和4年度の信用保証協会における保証承諾と、県が信用保証協会へ行った補償件数でございますけれども、御質問の県が信用保証協会へ補償した件数は40件で、前年度と比べ26件の増、金額は約1,231万円で、前年度と比べ約1,000万円の増となっております。

○前屋敷恵美議員 保証承諾数は分かりますか。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 宮崎県信用保証協会が保証承諾を行った件数は5,403件で、前年度と比べ1,628件の増、保証承諾額は約502億円で、前年度と比べ約244億円の増となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では最後に、農業について伺いたいと思います。

本県の直近の農家戸数、そして農業法人数、また、新規就農者数と親元就農者数についてお聞かせください。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県における総農家戸数は、令和2年2月1日時点で3万940戸、農業法人数は、令和5年1月1日時点で910法人となっております。

また、令和4年の新規就農者数は389人で、う

ち親元就農者数は88人となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、本県の遊休農地の面積について、前年との比較でお願いしたいと思います。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の令和3年時点の遊休農地面積は1,335ヘクタールで、前年より51ヘクタール増加しております。

○前屋敷恵美議員 御答弁ありがとうございます。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○濱砂 守議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和5年9月29日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 野崎 幸士
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第5号上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規

定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号から第16号まで 決算特別委員会付託

○濱砂 守議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第12号から第16号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前11時0分休憩

午前11時9分再開

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 日高 博之
副委員長 山下 寿

○濱砂 守議長 ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日30日から10月10日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月11日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時10分散会

10月11日（水）

令和 5 年 10 月 11 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
4番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
5番	工 藤 隆 久	(同)
6番	内 田 理 佐	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7番	川 添 博	(同)
8番	荒 神 稔	(同)
9番	福 田 新 一	(同)
10番	本 田 利 弘	(同)
11番	山 内 いとく	(同)
12番	山 口 俊 樹	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
15番	脇 谷 のりこ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	(同)
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	山 下 寿	(同)
23番	野 崎 幸 士	(同)
24番	佐 藤 雅 洋	(同)
25番	安 田 厚 生	(同)
26番	日 高 利 夫	(同)
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	(同)
34番	山 下 博 三	(同)
35番	日 高 陽 一	(同)
36番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	外 山 衛	(同)
39番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第12号から第16号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 おはようございます。当決算特別委員会に付託されました、議案第12号から第16号に係る「令和4年度決算の認定」等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第12号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和4年度の一般会計決算額は、歳入7,343億1,328万1,000円、歳出7,075億3,878万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が0.6%の増、歳出が1.3%の減となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は267億7,449万3,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は145億1,729万円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,143億8,954万9,000円、歳出が2,049億9,236万8,000円となっております。

次に、議案第13号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は45億4,935万5,000円、事業費用は49億2,641万5,000円で、当年度純損失は3億7,706万円となっております、その他未

処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処理欠損金は1億6,888万2,000円となっております。

なお、供給電力量の目標達成率は、96.4%とおおむね目標を達成しております。

次に、議案第14号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は3億9,935万3,000円、事業費用は4億1,802万4,000円で、当年度純損失は1,867万1,000円となっております、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は4,278万3,000円となっております。

また、その処分については、その全部を資本金へ組み入れることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、細島工業団地の工場等の需要が増加したことから、101.9%となっております。

次に、議案第15号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は1,392万7,000円、事業費用は2,362万3,000円で、当年度純損失は969万6,000円となっております、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は1,900万7,000円となっております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、台風の冠水被害による臨時休業で利用者が減少したことなどにより、86.6%となっております。

最後に、議案第16号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

令和4年度の事業収益は380億4,030万9,000円、事業費用は392億1,438万6,000円で、当年度純損失は11億7,407万7,000円となり、前年度と比べ、13億573万1,000円の減益となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正、効率的になされ、かつ所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第12号については賛成多数、議案第13号から第16号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災、国土強靱化対策や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に係る経費、さらには物価高騰等対策など、今後、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き、健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

1つ、防災・減災体制の充実に向け、真に必要な対策を講じることができるよう、引き続き、県内の防災・減災体制の実態を反映した指標を研究すること。

1つ、地域における社会貢献活動や、多様な住民ニーズに応える公益活動の担い手として、

重要な役割を担うNPO法人等の活動状況をしっかりと確認しながら、さらなる活動促進に取り組むこと。

1つ、高齢者の自殺が増加していることについて、高齢世代になっても安心して住み続けられる社会を実現するため、地域コミュニティー活動の促進や、市町村などとの連携を深めること。

1つ、青少年自然の家について、運営に係る費用対効果の分析を行い、青少年の健全育成という目的を達成するための事業の在り方について検討を行うこと。

1つ、車検切れの公用車が運行されていたことについて、原因究明をしっかりと行い、再発防止対策を組織として徹底すること。

1つ、県立病院について、新型コロナ対策を継続しながら、全県あるいは地域の中核病院として、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、引き続き、医療スタッフの確保・充実、医療提供体制の強化等に努め、適時適切な経営判断により、収支バランスの取れた病院事業を継続すること。

1つ、県内で実施する教育旅行について、教育委員会と連携し、県内の学校の利用の定着に取り組むとともに、県外の学校に対して積極的にPRを図ること。

1つ、建設産業の担い手の確保について、建設産業の魅力発信にとどまらず、関心を持つ学生に継続的な働きかけを行うなど、実際に就業につながるよう、より一層取り組むこと。

1つ、港湾施設使用料の適切な納付により、収入未済額が縮減されるよう、引き続き、滞納者に対して厳格に対応すること。

1つ、ゼロカーボン社会づくりについて、実現に向けた機運醸成に取り組むとともに、温室

効果ガス排出削減のための県民や事業者に向けた支援事業を継続的に行うこと。

1つ、宮崎牛の販売促進について、国内はもとより世界に向けて「おいしさ日本一の宮崎牛」を積極的にPRし、宮崎牛のさらなる認知度向上や輸出量拡大を推進すること。

1つ、農産物の価格転嫁について、さらに消費者の理解が深まるよう、国の動向を注視しながら、引き続き啓発を行うこと。

1つ、宮崎県地域振興事業について、近年の豪雨による災害状況のほか、ゴルフ人口の増減等の動向を見極めながら、ゴルフ場の存続の可否も含めて、今後の経営の在り方を検討すること。

1つ、スクールサポートスタッフの配置について、市町村との情報共有を行いながら、さらに推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた学校のサポート体制の一層の充実を図ること。

1つ、特殊詐欺の防止について、地域との連携により高齢者宅への警告メッセージ機能つき自動録音機の設置を進めるとともに、事業者との連携により、対策を強化すること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入ります。討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、議案第12号「令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」に反対の立場から、討論を行います。

令和4年度は、コロナウイルスのオミクロン株が第7波、8波と猛威を振るい、医療現場や介護・高齢者施設は切迫し、地域経済にも多大な影響を及ぼしました。しかし、政府の対策は不十分。社会保障削減と、敵基地攻撃能力の保有など大軍拡を進める国の予算の下、国の施策が様々に県政運営に深く関わるだけに、どれほど県民の立場に立った行財政運営を進めるのかが大きく県政に問われました。

まず、財政運営についてです。

令和4年度一般会計当初予算は6,414億7,700万円、前年度比2.6%の増額予算でした。9回にわたる補正予算が組まれ、新型コロナ感染症対策や原油・物価高騰対策なども取り組まれ、一般会計の決算は、実質収支、単年度収支ともに、黒字を確保したとしています。

歳入では、使い道が特定される国庫支出金は85億円余の増額ですが、地方公共団体の格差を調整する地方交付税は76億円余の減額です。その分、臨時財政対策債の減、県債発行の減にもつながり、県債残高は減少したとはいえ8,521億4,900万円余と、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。

自主財源の主たる収入である県税収入は3年

続けて増収となっています。しかし、収入未済額は9億9,600万円余と前年度より2.1%増え、そのうち個人県民税が7割を占めています。このことは、なぜ県税が納められず増えているのか、しっかり分析する必要があります。

また、地方消費税清算金は546億7,800万円余と18億円余の増収ですが、消費税10%が県民の暮らしに大きな負担となっていることの表れであり、こうした県民の置かれている暮らしの状況をしっかり把握して、県民の苦勞に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められました。

歳出においては、前年度をさらに上回る900億円余を翌年に繰り越しました。また、各部局での不用額も総額291億円余と、前年度の245億円余を上回る額です。

民生費や衛生費における不用額が多額を占め、看護・介護職員の処遇改善事業や生活保護扶助費、またコロナ感染対策事業等の実績が見込みを下回ったことなどを主な理由に挙げていますが、他の部局も含めて、必要として組まれた予算です。県民の命や暮らしを支える十分な活用を図ることが必要です。

次に、各種施策について述べます。

一つには、新規事業のマイナポイント取得促進事業に予算を組み、マイナンバーカードの普及や活用の促進を図ってきた問題です。

同事業では、取得に関する広報や手続支援、マイナンバーカードの安全性の啓発などをテレビCM、テレビ・ラジオ番組で進め、マイナカードの交付率日本一を誇っていますが、これほど無責任なことはありません。

国はデジタル化ありきで、マイナンバーカードの取得を半強制的に国民に迫っています。デジタル化そのものを否定するものではありません。

んが、その前提には、プライバシーは守られるという国や行政との信頼関係がなくてはなりません。

しかし、個人情報を一元管理する監視国家への懸念とともに、マイナンバーカードにひもづけられた多様な個人情報を民間企業が利用することの問題も問わなければなりません。プライバシー侵害の危険性を伴うマイナンバーカード、まさに人権問題です。進めるべきではありません。

次に、屋外トレーニングセンター事業に関して述べます。

これまでも同事業の在り方については指摘してまいりましたが、令和4年度には、さらに、整備費、機材購入費などの開設準備費1億2,700万円余の補正予算を組み、施設の管理運営を、フェニックスリゾート株式会社、株式会社馬原造園建設、株式会社MR Tアドの3社で構成するグループ、シーホース宮崎に委ね、指定管理者の指定を行った問題と運営の問題があります。

指定管理候補者はシーホース宮崎だけで決定されました。指定管理料は、年額5,280万円、3年間で1億5,840万円です。収支計画では、トレーニングセンターの使用料収入は年間820万円が見込まれています。公共施設の運営であるとはいえ、主たる利用者は、スポーツキャンプで誘致するプロのチームや実業団です。この820万円をどう見るのか。指定管理料をどう見るのか。

フェニックスリゾート社から土地の無償提供を受け、約20億円もかけた設備投資、初期投資から見て、「スポーツランドみやざき」による経済効果をはかりにかけても、税金の使い方が大きく問われる問題を指摘しなければなりません。

ん。

あわせて、公営住宅の指定管理について述べます。

これまでも、県営住宅の管理を民間事業者に委託することについては、個人のプライバシーの保護という点からも、生活に直接関わる家賃の徴収や督促業務などに関して、本来、行政が担うべき、指定管理制度はふさわしくないと反対してまいりました。改めて、見直しを求めたいと思います。

統一協会問題についても触れておきたいと思います。

世界平和統一家庭連合と名称を変更した統一協会ですが、同団体のイベント「ピースロード2022 in 宮崎」に宮崎県が後援団体として名を連ねたことに関して、当時、団体の性格は分からなかったとして、後援は取り消さないとの態度を示されました。しかし、反社会的な団体ということが明らかになった以上、遅くなくても県は、後援を取り消すことが賢明な措置であることを指摘しておきたいと思います。

職員の働き方についてです。

知事部局の正規職員数は令和4年度3,785人で6人の減、会計年度任用職員は1,305人で7人の減です。知事部局職員数の26.6%に当たります。

また、教職員数では、小中学校で7,285人、臨時的任用職員は1,043人、県立学校では3,435人、うち臨時的任用職員は557人、会計年度任用職員は、小中学校で358人、県立学校で549人です。

とりわけ教職員の多忙化や採用試験の受験者が減少している現状の中、臨時的任用職員の正規化の必要性、また、会計年度任用職員の処遇改善を図ること、これは知事部局の職員につい

ても同様です。そもそも会計年度任用職員制度は、正規職員を原則とする地方公務員法において、新たな非正規を制度化するものであり、必要な職員の調整弁として利用することのないよう強く指摘するものです。

県民の安心できる暮らしのためには、依然として特別養護老人ホームの2,000人を超える入所待機者をこのままにしておくことはできませんし、1万5,000世帯を超える国民健康保険税の滞納世帯に正規の保険証が交付されていない問題は、命にも関わる問題として、保険証の交付はもとより、国保税の引下げが求められるものです。

以上、令和4年度決算について、問題点を絞って述べさせていただきました。県民は、まだまだ収束しないコロナ禍の中、物価高騰が家計を直撃、厳しい暮らしを余儀なくされています。県民の福祉の増進に寄与し、子供たちの未来を支える教育の充実など、地方自治体の本旨を全うし、県民の期待に応えられるよう、今後の予算編成に生かしていただくことを述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第12号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第12号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第13号から第16号まで採決

○濱砂 守議長 次に、議案第13号から第16号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、認定、または可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり認定、または可決及び認定されました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年9月定例会を閉会いたします。

午前10時24分閉会

